

協参院議員

発注者にも格付必要

評価機関の創設提案



見交換会の中で、市町村の結果を公表することに品確法の適正運用を促すための一手段として提案した。

―関連6面

述べてた。

協議員は、「品確法の施行から約3年経つが、なかなか思うような効果が上がっていない。特に市町村については、一層工夫していく必要がある」とした上で、「(ガイドブックの)ミシユランではないが、発注者を『A・B・C・落第』といった具合にきちんと評価してみてもどうか。その

相次いだ。これを受けて、協議員は「品確法というルールの問題ではなく、ルールを守らない発注者が問題だ。労働搾取と同じようなことをしているという自覚もない。みんなで旗を立てていくしかない」と強調した。

さらに、「評価機関(のメンバー)は、土木学会や国土交通省の外郭団体、全建(全国建設業協会)などから出てもらってもよい」と語った。意見交換では、受注者からも現行のダンピング(過度な安値受注)対策や、建設業界の厳しい実態が認識できていない発注者に対する不満の声が

協議員は、公共工事品質確保促進法(品確法)が市町村に十分に浸透していない状況を踏まえ、私案として「発注者を評価する機関をつくり、運用状況によって格付けする必要がある」との考えを示した。1日に仙台市内で開かれた東北公共工事品質確保・安全施工協議会との意